

# 公益財団法人広島平和文化センター定款

平成 22 年 9 月 29 日制定

改正 平成 25 年 3 月 28 日

改正 令和 5 年 6 月 28 日

昭和 51 年財団法人広島平和文化センター寄附行為の全部を改正する。

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人広島平和文化センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広島の被爆体験を根底に据え、その継承を図るとともに、国内外の平和研究機関、関係団体等と連携し、全人類的な視野に立って、平和思想の普及と国際相互理解・協力の増進を図り、もって世界平和の推進と人類の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 平和の推進及び国際交流・協力に関する調査研究
  - (2) 原爆被爆の実相、平和の推進及び国際交流・協力に関する国内外の資料、情報等の収集、整理及び活用
  - (3) 平和の推進及び国際交流・協力に関する国際会議、講座、講演会、展示会等の開催
  - (4) 平和の推進及び国際交流・協力に関する国内外の研究所、市民団体等との交流並びに平和の推進及び国際交流・協力活動に対する助成
  - (5) 平和の推進及び国際交流・協力に関する出版物の刊行及び頒布並びに記念品の製作及び販売
  - (6) 平和の推進及び国際交流・協力に関する施設の管理の受託
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(財産の種類)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 広島市から出えんされた財産のうち基本財産の部に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産  
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。  
2 基本財産をやむを得ない理由により、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供する場合には、理事会において、議決に加わることができる理事の4分の3以上の同意を得なければならない。

(財産の管理)

- 第7条 この法人の財産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議により定める。  
2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

- 第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
3 会長は、第1項の事業計画書及び収支予算書を毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  
(1) 事業報告  
(2) 事業報告の附属明細書  
(3) 貸借対照表  
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）  
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書  
(6) 財産目録  
2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については定時評議員会に提出の上、同項第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。  
3 第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 会長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定等)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、これを前条第3項第4号に掲げる書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員10人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次に掲げるものに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 理事
  - イ 使用人
  - ウ 当該他の同等の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - (ア) 国の機関
    - (イ) 地方公共団体
    - (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
    - (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

#### 行政法人

- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）  
又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。  
4 会長は、評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。  
2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。  
3 評議員は、第13条に規定する評議員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第16条 評議員は、無報酬とする。  
2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を支給することができる。  
3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が定める。

### 第5章 評議員会

#### （構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

- 第18条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。  
(1) 理事及び監事の選任又は解任  
(2) 理事及び監事の報酬等の額の決定  
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(4) 定款の変更  
(5) 残余財産の処分  
(6) 基本財産の処分又は除外の承認  
(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開催）

- 第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

#### （招集）

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集

する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから互選により選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項各号に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちからその会議において選出された議事録署名者2人以上がこれに署名しなければならない。

## 第6章 役員

#### (役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長とし、1人を理事長とし、1人を副理事長とし、2人以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）に規定する代表理事とし、同項の副理事長及び常務理事をもって一般法第197条において準用する一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。  
3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。  
4 すべての理事につき、その理事及びその配偶者又は親族その他特殊な関係にある者の理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。  
5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。  
6 会長は、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総括する。  
3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  
4 副理事長は、会長及び理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  
5 常務理事は、この法人の業務を執行する。  
6 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

- ただし、その請求があった日から 5 日以内に、当該請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、これに法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項各号に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第32条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事長を理事会の議長とする。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 理事会に出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 専門委員及び職員

(専門委員)

第43条 この法人に、平和問題に関する調査研究をするための専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、会長がこれを委嘱する。

(職員)

第44条 この法人に、その事業を遂行するために必要な職員を置く。

2 職員は、会長がこれを任命する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の

同意による決議を経て変更することができる。ただし、第3条の目的、第4条に規定する事業、第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第48条に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る規定については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の同意の決議を経て、第3条の目的、第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法に係る定款の規定を変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係るこの定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁による同項の認定を受けなければならない。
- 4 会長は、前項に規定する変更以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （合併等）

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意の決議を経て、他の一般法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 会長は、前項に規定する合併等をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （解散）

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### （公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### （残余財産の帰属）

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

#### （公告の方法）

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 條則

#### （委任規定）

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を

経て、会長が定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を最後の事業年度の末日とし、設立の登記の日を最初の事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員及び評議員は、次の表に掲げる者とする。

##### (1) 役員

会長	秋葉忠利
理事長	スティーブン・リーパー
常務理事	本多正登、国本善平
理事	浅井基文、大前吉文、小川順子、尾野進、紙元秀樹、神谷研二、川口康之、岸本伸三、北川建次、ピーター・ゴールズベリ、小早川健、佐藤次彦、柴田幸子、谷村武士、茶幡博子、鶴田マリ、永田邦昭、延本真栄子、深崎敏之、星正治、山村光治、マイケル・ジョン・リトルモア、渡部朋子
監事	池田晃治、松若仁志夫

##### (2) 評議員

評議員	浅田尚紀、浅原利正、池上忍、市川太一、大久保利晃、片岡勝子、川中文子、高本友博、多田チャニントーン、坪井直、長崎孝太郎、中原律子、西井裕昭、古谷章子、森瀧春子、吉岡恭子
-----	--

#### 附 則

この定款は、評議員会決議の日から施行する。